

姫路市職員の時間外勤務の縮減に関する決議

長時間労働については、勤労者の健康確保上の問題や、仕事と生活の調和への影響といった問題が指摘されており、平成26年11月に過労死等防止対策推進法が施行され、平成27年7月に過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。

本市では、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、平成26年度から、原則22時以降及び1カ月に60時間以上の時間外勤務をしないように取り組んでい るところである。

しかしながら、本市職員の時間外勤務時間数は右肩上がりに増加しており、平成27年度においても総時間数が764,519時間にもおよび、年間720時間を超える職員も49人いるなど、恒常的かつ長時間の時間外勤務が発生している状況である。

高度化・多様化する行政ニーズへの対応などにより、職員個々の業務量が増加する傾向にある中、職員がその能力を存分に發揮するためには、健康の保持・増進に努めることが不可欠である。また、ワーク・ライフ・バランスを図ることが、心身のリフレッシュを促進し、結果として職員の士気を高め、公務能率を向上させることにつながるという認識に立つ必要がある。

本市職員の心身の健康を守り職務効率の向上を図る観点から、時間外勤務に関する市の方針を全職員に遵守させるとともに、職員配置の適正化や業務の効率化を図るなど、時間外勤務の縮減を必ず実現しなければならない。

そのため、姫路市議会は、時間外勤務の縮減に向けた抜本的な対策を早急に講じられることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年10月5日

姫路市議会

—議員提出議案第4号の1—